

新潟アディクション問題連絡協議会会則

第1条 (名称)

本会の名称を新潟アディクション問題連絡協議会と称する。

第2条 (事務局)

本会と事務局を、NPO 法人新潟マック内（〒940-1151 新潟県長岡市三和1丁目5-19 電話0258-32-9291）に置く。

第3条 (目的)

アディクション問題をかかえる当事者、家族、支援者らが、その立場や内容を超え、会員が交流し、回復をめざし、一般市民への理解を広げ、ネットワークの活性化を進める。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民啓発活動として新潟アディクションフォーラム等の開催
- (2) 会員同士の交流、情報交換
- (3) その他

第5条 (会員)

本会は、新潟県内に在住し、アディクション（アルコール、薬物、その他の依存症）問題をかかえる当事者、家族、支援者などで入会を希望する者を以て組織する。参加は個人の資格によるものであって、グループや所属機関を代表するものではない。

第6条 (入会、退会)

本会に入会および退会を希望するものは、会長あてに所定の入会、退会申込書を提出し、役員会の承認を得る。なお、会費を3年以上滞納し、催促に応じないときは退会とする。

第7条 (会費)

会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第8条 (役員)

- 1 本会運営のために、次の役員を置く。役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

会 長 1名
副 会 長 3名
事務局 長 1名
会 計 1名
監 事 1名

- 2 各役員の職務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表して会を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

事務局長は、本会の事務を掌握する。

会計は、本会の会計を掌握する。

監事は、本会の会計を監査する。

第9条 (実行委員)

アディクションフォーラム等の開催においては、別に実行委員を選任し、実行委員長、会計担当者等を置く。

第10条（総会）

総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。総会は会長が招集し、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画、収支予算
- (2) 事業報告、収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) その他運営に関する重要事項

第11条（総会の定足数、議決）

総会の議事は、会則の変更以外は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第12条（会則の変更）

会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

第13条（役員会）

役員会は第8条に定める役員を持って構成し、会長が招集し、年一回以上開催し、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要さない会務の執行に関する事項

第14条（役員会の定足数、表決）

役員会は役員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第15条（運営）

本会の運営は、会費および会員・会員以外の献金をもってあてる。

第16条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

- 1 この会則は平成24年12月1日から施行する。
- 2 年会費 1,000円